

遣百官子弟入學。

とある。前年の詔にも拘はらず、漢人の蒙古國子學に入つて學修するものが無く、また官府の文書にも從來用ゐられた畏吾字を使用して居つたので、こゝに重ねて其の勵行を促すに至つたものである。當時元朝の國字に對する主義方針の如何であつたかを知ることが出来る。併しながらかゝる方針も努力も、尙且つ効果を擧げること容易で無かつたと見え、至元十六年正月にも、中書省の文冊奏檢に畏吾字を用ゐるを元史世祖本紀禁じ、學校蒙古學の條には、至元二十一年五月に、中書省翰林院が翰林直學士行龍興路提學官の呈を受けたが、其の中に、「今者大元一統。蒙古字雖興。而南北之民寡於攻習。蓋因施不廣。用不叨之故也」と謂ひ、蒙古字を廣く行はしむる方法の一として、前記至元八年の聖旨を廣く實行すべきことを述べたので中書省は之が施行を令して、

至元八年欽奉聖旨條畫内一欵節該。應凡奏目並用蒙古字書寫。欽此。今後擬令各所大小衙門。將應係貢進表章。並用蒙古字書寫。都省議得。今後諸衙門依例貢進表章。並用蒙古字書寫。務要眞。謹仰照驗施行。

と見える。これに依れば、至元八年以來十餘年を経て尙制令の通りに實行することの困難であつたのを知り得ると共に、益々其の實施に意を用ゐたことを認め得られる。

さてこゝで注意しなければならぬことは、當時この詔令文移に蒙古字を用ゐよと規定したのは、それが漢地に關する限りに於て、どこまでも蒙古字そのものを指すのであつて、蒙古語に及んで居るものでないことである。字と語との兩語は往々にして混同し易く、文字なる語によつて、時に文章言語を意味することのあるのは言ふまでもな